

## 「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」について意見を募集します

現在、埋立てや盛土等の行為の安全確保を主目的とする法令はなく、生駒市においては、これらの行為を規制する制度がありません。埋立て等の行為地の周辺住民からは、土砂の発生場所等が不明であることから、土壌の汚染や水質汚濁など生活環境への影響を不安視する声もあがっています。このようなことから、土砂の埋立て等を規制する条例(案)を策定しましたので、生駒市パブリックコメント手続条例に基づき、ご意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

<p>政策等の案</p>	<p>「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」</p> <p>○案の公表場所</p> <p>市役所(2階環境保全課、3階市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ</p> <p>市ホームページ(<a href="http://www.city.ikoma.lg.jp/">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a>)</p>
<p>意見の募集期間</p>	<p>平成28年4月8日(金)～平成28年5月9日(月)</p>
<p>意見を提出できる方</p>	<p>① 市内に住所を有する方</p> <p>② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方</p> <p>④ 市内に存する学校に在学する方</p> <p>⑤ 当該案件に利害関係を有する方</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>別紙の「意見・情報提出書」(別の様式でも可能です)に</p> <p>① 案件名</p> <p>② 住所</p> <p>③ 氏名</p> <p>④ 「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」へのご意見を明記の上、</p> <p>① 窓口へ持参</p> <p>② 郵送</p> <p>③ ファクス</p> <p>④ 市ホームページ</p> <p>のいずれかで、環境保全課までご提出ください。</p> <p>詳しくは当該意見募集ページをご覧ください。</p> <p>※電話によるご意見には対応することができません。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>○持参</p> <p>生駒市役所環境保全課(2階 番窓口) 平日8:30～17:15</p> <p>○郵送</p> <p>〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所環境保全課 宛</p> <p>○ファクス</p> <p>0743-75-8125(環境保全課 宛)</p> <p>○ホームページ</p> <p><a href="http://www.city.ikoma.lg.jp/">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a></p>
<p>いただいた意見への対応</p>	<p>・提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。</p> <p>・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。</p>